

【69】“随意契約”の出世

現在進行中の"令和の米騒動"を見ていて違和感を覚えたのは、"競争入札"や"随意契約"という一般的にはなじみが薄いのですが建設工事では良く使われる用語が頻繁に登場することです。

政府保有の備蓄米を民間の J A 全農や業者に売買する契約で、限られた団体や業者しか参加できずに価格面だけで競争させるのは、正確には"指名競争入札"といわれるもので、一定の能力や資格があればだれでも参加できる"一般競争入札"とは異なりますが、報道では"競争入札"と称されています。

一方、契約の相手方を発注者が指定して価格の交渉だけをする契約方式を"随意契約"といい、業務内容が特殊であるとか他に競争相手がいないとか、その業者しか能力が無いというような場合の契約方式です。

今回の備蓄米の売り渡しで従前の農林水産省のとした競争入札が"悪"で、総理や小泉大臣のとした随意契約が"善"であるかの報道がくり返されたのが違和感の原因です。

今から 30 年前、公共事業をめぐる建設業界の“談合”が大きな社会問題、政治問題になりました。

当時、公共工事の発注方式としては一般的であった指名競争入札と随意契約が、談合をもたらし温床であるとしてマスメディアから目の敵にされ、何が何でも一般競争入札でなければならないという風潮になり、国や地方自治体など発注者側のシステムも改変されました。

特殊な技術力を要する工事まで機械的に一般競争入札に付し、落札した業者にその能力が無いことがわかってその処理に関係者が苦勞したという悲喜劇も生じました。

今回は、買手の立場の公共工事と異なり、政府側が売手という違いはありますが、随意契約方式が善玉、正義の味方のようにチャホヤされるのを見聞きしていると、メディアの世界ではかつての談合騒動をすっかり忘れているのでしょうね。

国有地の払い下げでも、相手を決めての価格の競争性が無い随意契約は忌避され、一般競争入札で高く買ってもらうのが望ましいのですから、国有財産の一種である政府備蓄米を競争入札で売却するのは当然であって、問題はそれが消費者に安価で供給するという政策目標にそぐわないことにあります。

競争入札が悪いのではなく、こういう純粋な経済行為でないプロセスに競争入札方式をとった農林省の行政判断が問題なのです。

もっとも入札参加者が J A 全農及びその系列の業者に限定されていたといえますから、指名競争どころかそれこそ随意契約といってもよいような変則的な競争入札だったようです。

又、今回の小泉大臣の随意契約方式は、政府の指定した払い下げ価格と最終小売価格の条件にさえ従えば相手は誰でもよい感じで、適切な相手を選ぶという随意契約の本質とは少しニュアンスが異なります。

いずれにしても、随意契約や競争入札という行為そのものや言葉に罪はありません。

法律用語辞典にもものっている立派な法律用語です。

以上、少ししつこくなりましたが、かつての談合騒ぎでメディアや世間から冷たい目で見られた建設関係者のOBとしてのトラウマがかかった感想です。